＜注意事項＞

「事前同意に基づく処方変更に関するプロトコル」（以下、「本プロトコル」）のご使用にあたり、
下記についてご注意ください。

☑ 「本プロトコル」範囲外の内容について「事前同意プロトコル実施報告書」（以下、「本報告書」）
を用いた報告は、お控えください。
例）疑義照会、残薬調整の内容を「本報告書」を用いて報告される事例があります。
各ご施設の様式でご報告ください。

☑ 項目③「先発医薬品間の内服薬における類似剤形への変更、別規格への変更」について
後発品間の変更は「本プロトコル」に該当しません。各ご施設の様式でご報告ください。

☑ 項目⑤「処方日数の適正化」について、残薬調整の報告に該当しません。
例）週 1 回、月 1 回投与の医薬品が連日処方されていた場合、コメントにて「週 3 回投与」
など指示がある医薬品が連日処方されていた場合が対象となります。

☑ 処方箋の添付は不要です。「本報告書」のみ FAX 送信ください。

金沢大学附属病院薬剤部作成
2023 年 6 月 22 日